

社会福祉法人春樹会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春樹会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円

3 理事長には、出席報酬等の支払いは行わないこととする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び賞与を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。理事長以外の役員及び評議員に対する報酬等は、理事会や評議員会へ出席した時や、その他業務にあたった時にその都度支払うものとする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	20,000円	3,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月15日より適用する。

この規程は、令和7年6月19日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	賞与	備 考
理事長業務報酬等（月額）	1,250,000円	年2回(各2か月)	
理事及び評議員業務報酬等（日額）	10,000円	無	
監事監査指導報酬等（日額）	10,000円	無	